

25高農基第695号
平成25年11月26日

農業振興部長様

高知県農業農村整備事業計画審査会委員長
(農業振興部副部長 笹岡 貴文)

高知県農業農村整備事業計画審査会の審査結果について

高知県農業農村整備事業計画審査会（以下、「本審査会」という。）は、平成26年度新規地区として事業実施を要望する農業基盤課所管の6件の農業農村整備事業及び「農業農村整備事業計画変更取扱要領」第3の2に該当する事業計画の変更地区1件について、平成25年10月11日に審議を行い、下記のとおり審査結果をとりまとめましたので、「高知県農業農村整備事業計画審査会設置要領」第4の3に基づき報告します。

記

財政状況の厳しい中、本県の目指す自立した県経済の基盤づくりには産業の育成が喫緊の課題であり、特に本県では基幹産業である農業の振興に重点的に取り組んでいかなければなりません。そのためには持続可能な経営体を育成するとともに、農業に必要な条件整備が不可欠です。

また一方で、近年の異常豪雨や地震により、過去にはあまり例のなかった規模の災害が全国的に多発しており、台風の来襲が多く南海地震を控える本県においては、防災事業にも計画的に取り組んでいくことが重要です。

本審査会では、こうした状況を踏まえ、対象となる農業農村整備事業について、新規地区として取り組む必要性や地域の熟度、事業効果等及び計画変更の必要性等について審議を行いました。

その結果、6件の新規要望地区については、事業の必要性、有効性、効率性、目標水準等を総合的に審査し、平成26年度の新規着工地区として適当であると判断しました。また、1件の計画変更地区については、計画の必要性、有効性等について審査し、妥当であると判断しました。

なお、新規地区の事業実施に際しては、審議の中で寄せられた部内各委員や第三者委員から出された意見を極力反映することとします。

以下、各事業について、審査結果の概要を付記します。

1. 平成26年度新規地区

(1) 江ノ村地区基幹水利施設ストックマネジメント事業（県営）

【市町村名】	四万十市
【事業概要】	排水機場補修（1箇所）
【事業費】	200,000千円
【負担割合】	（国）50% （県）35% （市）15%

[説明者：農業基盤課（整備事業担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本施設は、湛水被害を防止するため、昭和59年に県営の湛水防除事業により造成された施設である。
- ・本地区では、全域の52.0haで水稻栽培が行われている。
- ・本施設は築造後29年が経過し、梅雨時期前の専門業者による点検や維持修繕事業等を実施してきたが、施設全体の劣化が進行しており、施設機能の維持が課題となっている。ひとたび動作不良に陥れば、受益地内の農作物はもとより宅地までもが浸水し、多大な被害が発生する恐れがある。
- ・本施設の整備内容は、機能診断に基づく適切な機能保全対策を実施することとしており、施設機能の長寿命化を図り、地域農業の持続的発展を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・平成26年度新規着工地区として適当である。
- ・費用対効果の算定にあたっては、現状の営農だけでなく将来の農業振興の展望なども踏まえた評価を検討していただきたい。

(2) 江見地区基幹水利施設ストックマネジメント事業（県営）

【市町村名】	香南市
【事業概要】	排水機場補修（1箇所）
【事業費】	250,000千円
【負担割合】	（国）50% （県）35% （市）15%

[説明者：農業基盤課（整備事業担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本施設は、湛水被害を防止するため、昭和56年に県営の湛水防除事業により造成された施設である。
- ・地区内では水稻26.0haを主体に、ハウスでニラ1.0ha、すいか0.3haの栽培が行われている。
- ・本施設は築造後32年が経過し、定期点検や原動機のオーバーホールなど維持修繕事業等を実施してきたが、施設全体の劣化が進行しており、施設機能の維持が課題となっている。ひとたび動作不良に陥れば、受益地内の農作物が浸水し、多大な被害が発生する恐れがある。
- ・本施設の整備内容は、機能診断に基づく適切な機能保全対策を実施することとしており、施設機能の長寿命化を図り、地域農業の持続的発展を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・平成26年度新規着工地区として適当である。

(3) 雉川地区農村地域防災減災事業（県営）

【市町村名】	四万十町
【事業概要】	ため池改修（3箇所）
【事業費】	300,000千円
【負担割合】	（国）55% （県）35% （町）10%

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・松角池、上谷池、中谷池は、老朽化が進行し、基準値を超える漏水や堤体・洪水吐に変状が見られるなど危険な状態となっている。ため池が万一決壊した場合には、下流域の農地や農業用施設のみならず人家や公共施設にも被害を及ぼすことが予想されている。
- ・本地区では、水稻を主体にショウガ、トマト、エンドウ、ハウスイチゴなどの栽培が行われている。
- ・本地区にある29ヶ所のため池について、平成23年度に実施した現地調査の結果により、漏水状況や堤体の変状、下流域の民家や公共施設に及ぼす影響等を総合的に判断し、今回改修する3池を決定した。
- ・本事業は、全体的な改修工事の実施により、集中豪雨や地震等による決壊を防止することで、ため池下流の人家や町道等の公共施設を決壊被害から守るとともに、地域農業の持続的発展を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・平成26年度新規着工地区として適当である。
- ・費用対効果の算定にあたっては、かんがい機能の維持や防災だけでなく、地域用水としてのため池の役割など多面的な評価を検討していただきたい。

(4) 西山2期地区農村地域防災減災事業（県営）

【市町村名】	室戸市
【事業概要】	ため池改修（3箇所）
【事業費】	300,000千円
【負担割合】	（国）55% （県）35% （市）10%

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・新畑2号池、黒茂谷池、甚太ヶ鼻池は、老朽化が進行し、基準値を超える漏水や堤体・洪水吐に変状が見られるなど危険な状態となっている。ため池は海岸段丘沿いにあり、万一決壊した場合には、海岸沿いの集落や国道を直撃し被害を及ぼすことが予想されている。
- ・本地区では、甘藷、すいか、施設ナス、千両、ポンカン、水稻などの栽培が行われている。
- ・本地区にある38ヶ所のため池のうち改修済の5池を除いた33池について、平成22年度に実施した現地調査の結果により、漏水状況や堤体の変状、下流域の民家や公共施設に及ぼす影響等を総合的に判断し、今回改修する3池を決定した。
- ・本事業は、全体的な改修工事の実施により、集中豪雨や地震等による決壊を防止することで、ため池下流の集落や国道等の公共施設を決壊被害から守るとともに、地域農業の持続的発展を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・平成26年度新規着工地区として適当である。

(5) 焼山地区地域農業水利施設ストックマネジメント事業（団体営）

【市町村名】	安田町
【事業概要】	頭首工（1箇所）
【事業費】	161,000千円
【負担割合】	（国）55% （県）15% （町）30%

[説明者：安芸農業振興センター（基盤整備課）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本施設は昭和初期に築造後、昭和48年の災害復旧工事によりコンクリート造りに改築された施設であり、中芸地域でも有数の優良農業地域を支える取水源となっている。
- ・受益地内では、水稻、ナス、ピーマンを主体に、ミョウガ、アスパラ、トマト等の栽培が行われている。
- ・本施設は改築後40年が経過し、洪水時の砂礫、転石の流下等により、コンクリート表面が激しく摩耗、洗掘、深掘れしている。また、護床ブロックの摩耗、沈下、流亡も著しいため、堰本体の損壊にまで至る可能性が高く、頭首工機能の喪失が懸念されている。
- ・本施設の整備内容は、機能診断に基づく適切な機能保全対策を実施することとしており、施設機能の長寿命化を図り、地域農業の持続的発展を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・平成26年度新規着工地区として適当である。

(6) 横野地区農村地域防災減災事業（団体営）

【市町村名】	いの町
【事業概要】	アンカーアーク（1箇所）、湧水処理工（3箇所）、排水路工（L=60m）
【事業費】	70,000千円
【負担割合】	（国）55% （県）5% （町）40%

[説明者：中央西農業振興センター（基盤整備課）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本地区の農地及び人家の背後地は急傾斜の山地斜面と崩壊地で形成されており、集落の外周を取り囲む形で「地すべり等の崩壊危険地」に指定されている。
- ・地区内では人家の変位や山留擁壁等のクラック、湧水の出現等が見受けられ、土砂災害の潜在が予期される状況となっている。
- ・地区住民は台風や豪雨の度に土砂崩壊の危険にさらされているため、早急に土砂崩壊の危険性を軽減する必要がある。
- ・本事業は、地域の状況に見合った対策工事を実施し、地域の防災力を向上させ、農業生産の維持、安全安心な生活環境の確保を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・平成26年度新規着工地区として適当である。

2. 計画変更地区

(1) 興津地区農村地域防災減災事業（県営）

【市町村名】	四万十町
【審査概要】	津波避難タワー（4基）（対策工法の変更）
【事業費】	530,000千円 ⇒ 1,700,000千円（概算）
【負担割合】	（国）55%（県）35%（町）10%
〔説明者：須崎農業振興センター（基盤整備課）〕	

【計画変更内容説明（事務局）】

- ・津波避難タワー3基については、平成17年に県が安政南海地震クラスを想定して作成した「高知県モデル」により海拔15mで設計し、平成24年度当初に建設工事が完了している。
- ・しかし、平成24年12月に県が公表した10mメッシュの浸水深予測に対する検証の結果、海拔15mでは高さが4m不足することが判明した。このため、未施工の1基を含む津波避難タワー4基について、計画高を海拔19mに変更する。
- ・また、3基の既設タワーについては、構造に対する安全性を検証するとともに、避難場所に空白期間が生じないようにするため、隣接箇所に海拔19mのタワーを新設し、完成後は昇降施設として利用する。
- ・未整備の避難路2路線、避難誘導灯7基、防火水槽2基については、地区全体の避難施設を早期完成させるため、他事業により四万十町が整備することとし削除する。
- ・これらの工事内容の変更に伴い、事業費が概算で1,170,000千円の増額となる。

【審査会意見】

- ・本地区的計画変更を認める。

	当初計画	変更計画
	事業量	事業量
農業用ため池整備	1箇所	1箇所
緊急避難路整備	4路線	2路線
緊急避難路整備（誘導灯）	27基	20基
緊急避難塔整備	4基	4基
防火水槽整備	2基	一
事業費	530,000千円	約1,700,000千円

3. その他（第三者委員からの意見）

- ・事業に対するPRが必要ではないか。（小学生向けの見学会等）
- ・将来の地域農業のあるべき姿など関係課との意見交換を十分に行い、事業計画に反映されたい。